

札幌市の出資団体・財政援助団体等へ実査（実地検査）を行う際の主なチェックポイントは、次のとおりです。

<札幌市の出資団体の場合>

No.	主なチェックポイント
1	定款（寄附行為）、経理規程・処務規程・給与規程等の諸規程は整備されているか。
2	設立目的（出資目的）に沿って事業が運営されているか。
3	決算関係諸表は、会計基準等に準拠して作成されているか。
4	「経営成績」や「財政状態」に問題はないか。
5	現金出納簿をはじめ関係帳票を整備し、適正に記帳しているか。 また、領収書等の証拠書類を整理し、適切に保存しているか。
6	経理規程や旅費規程等の各種規程にしたがって、事務が進められているか。 （各種契約、物品購入、旅費ほか）
7	固定資産等の財産管理は、必要な書類を整備して適切に行われているか。
8	経理事務等を進めるうえで、組織的なチェック機能・牽制機能が有効に働いているか。
9	金券類の受入・払出・保管は適正に行われているか。
10	資金は適切に運用されているか。（安全性・流動性・収益性）

<補助金等を交付している財政援助団体の場合>

No.	主なチェックポイント
1	事業計画書・予算書・決算諸表等と、市の所管部局へ提出した補助金等の交付申請書・実績報告等の書類とは、内容が一致しているか。
2	補助金等交付申請書の提出、補助金の請求、補助金の受領は適時に行われているか。
3	補助金の対象事業は、市へ提出した計画及び市の示した交付条件に従って実施されているか。
4	補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
5	補助金に係る収支を、適正に集計しているか。 出納関係の帳票を整備し、適正に記帳しているか。また、領収書等の証拠書類を整理し、適切に保存しているか。
6	会計処理上の責任体制は確立しているか。
7	補助金の精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
8	財産の処分制限がある場合、これに違反しているものはないか。

<公の施設指定管理者の場合>

No.	主なチェックポイント
1	公の施設は、法令、条例・規則等にしたがって、適切に管理されているか。
2	<p>協定書・管理仕様書に定められた事項を履行しているか。</p> <p>(1) 市（所管部局）との協議、市（所管部局）への通知、計画書・報告書の提出は、適正に行っているか。</p> <p>(2) 協定書の規定に反して、市（所管部局）の承認を得ずに第三者に管理業務の一部を委託していないか。</p> <p>(3) 市（所管部局）への管理費用の請求、受領は協定書の規定に則って行われているか。</p> <p>(4) 事業報告書は、協定書等で定められた期限内に提出されているか。</p> <p>(5) 事業報告書は、適正に作成されているか。（管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費の収支状況等、必要事項に漏れがないか。）</p> <p>(6) 施設の利用希望者（住民）を平等に取扱っているか。 （利用の可否を決める際、適正に判断しているか。）</p> <p>(7) 施設の管理に必要な管理規程、事務処理規程等を整備しているか。</p>
3	<p>利用料金制を採用している公の施設において指定管理者がこれを定める場合、妥当な金額を設定しているか。</p> <p>(1) 利用料金を定めるにあたり、事前に市（所管部局）の承認を得ているか。</p> <p>(2) 利用料金の収納管理は適正に行われているか。</p>
4	公の施設の管理に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。会計上、他の事業と明確に区分しているか。
5	公の施設の管理に係る出納関係帳簿を整備し、適正に記帳しているか。また、領収書等の証拠書類を整理し、適切に保存しているか。
6	公の施設の利用者が増加するよう努力や工夫をしているか。